

欧州特許庁（EPO）審判部、ビデオ会議による口頭手続に関する意見募集を開始

2023年1月19日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）審判部は、2023年1月16日、ビデオ会議（VICO）による口頭手続に関する意見募集を開始した旨、ニュースリリースにて公表した。

本意見募集は、審判部での VICO による口頭手続の利用の有無、VICO による口頭手続についての情報の明確さや審判部での VICO による口頭手続の導入やコミュニケーションについての評価を尋ねており、2023年3月31日の12時（中央欧州時間）まで、ウェブ上の [フォーム](#) から提出することができる。

EPO 拡大審判部は、2021年に G1/21 において、審判部における口頭手続は、EPO の敷地内で対面での口頭手続に当事者が出席できないような緊急事態（general emergency）の期間中は、当事者の同意がなくても VICO により実施可能である旨の決定をしており（[2021年7月16日付欧州知的財産ニュース](#)を参照。）、審判部では VICO による口頭手続が行われていた。

他方、2023年1月より、異議部・審査部での口頭手続は、多数の関係者からのフィードバックを慎重に評価したところ、多くのユーザーからの反応が良好だったことを受けて、VICO が標準とされている（[2022年11月22日付欧州知的財産ニュース](#)を参照。）。

EPO 審判部は、本意見募集結果に基づき、今後 VICO による口頭手続を標準とするか否かを検討すると考えられる。

— EPO のニュースリリース等は、以下参照 —
(ニュースリリース)

[User consultation on the implementation of oral proceedings by videoconference \(VICO\) before the Boards of Appeal](#)

(意見募集のページ)

[User consultation regarding the implementation of Art. 15a of the Rules of Procedure of the Boards of Appeal 2020](#)

- EPO のビデオ会議による口頭手続に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
- [欧州特許庁（EPO）、2023年1月から異議部の口頭手続につきビデオ会議を標準とする旨を決定（2022年11月22日）（PDF）](#)
 - [欧州特許庁（EPO）、異議部のビデオ会議による口頭手続試行プロジェクトを2022年末まで延長（2022年4月6日）（PDF）](#)
 - [欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手続等への影響に関する情報を公表・更](#)

- [新 \(2021年12月7日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁 \(EPO\)、口頭手続に関するユーザー調査結果を公表 \(2021年11月30日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州特許庁 \(EPO\)、異議におけるビデオ会議による口頭手続に関するユーザー調査を開始 \(2021年9月3日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州特許庁 \(EPO\) 拡大審判部、審判部におけるビデオ会議による口頭手続の 欧州特許条約 \(EPC\) との整合性に関する決定を公表 \(2021年7月16日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手続等への影響に関する情報を公表・更新 \(2021年5月28日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州特許庁 \(EPO\)、ビデオ会議による口頭手続の実施の継続等について公表 \(2021年3月25日\) \(PDF\)](#)

(以上)